

はなもも保育園 病児・病後児保育 利用判断基準

一般症状	
体温	登園前 38.0℃以下 ※解熱剤未使用時。
食欲	半分程度は摂取できている
消化器症状	強い腹痛がない。嘔吐・下痢が軽快傾向にある。

感染症		
インフルエンザ	左記の感染症は、一般的に登園許可書(医師の承諾)が必要とされるもので、飛沫感染しやすい、活動を通じて流行を広げる可能性がある伝染病です。	
新型コロナウイルス感染症		
百日咳		
麻疹(はしか)		
風疹(三日はしか)		
水痘(みずぼうそう)		
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		
結核		出席停止期間のご利用は不可となります。
流行性角結膜炎(はやり目)		出席停止期間終了後、体調に不安がある場合に病後児としてご利用可能です。
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)		
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 など)		
急性出血性髄膜炎		
溶連菌感染症	左記の感染症は、一般的に登園届が必要とされるもので、活動を通じて流行を広げる可能性がある伝染病です。	
ウイルス性肝炎		
手足口病		
ヘルパンギーナ		
伝染性紅斑(りんご病)		
マイコプラズマ肺炎		
流行性下痢嘔吐症 (ノロ、ロタ、アデノ)		出席停止期間内であっても、かかりつけ医の許可があればご利用可能です。
RSウイルス感染症		左記の感染症は出席停止の必要はありませんが、活動を通じて流行を広げる可能性がある伝染病です。
突発性発疹		
帯状疱疹		
アタマジラミ		
水いぼ	症状改善までの期間、かかりつけ医の判断によりご利用可能です。	
とびひ		

外科的疾患	
捻挫・骨折など	一般保育所での保育が困難な場合

※その他の疾病につきましては、予約の際にお問い合わせください。